



地域おこし協力隊が着任しました

【問い合わせ】
本館定住推進課
(☎41-3516)

4月1日、新たに5人の地域おこし協力隊が着任しました。

地域の活性化に取り組む5人の活動テーマとプロフィールを紹介します。

地域おこし協力隊とは？

それぞれの活動テーマを掲げて地域に居住し、住民と連携・交流しながら地域の課題解決に取り組めます。任期は3年です。

大迫地域でフドウ栽培技術を磨いて、フドウ農家として就農



おたぎり たつし
小田切 辰治

【前住所】東京都北区
【活動地域】大迫

前職はアイアン素材の家具製作やアート、建築を行っていました。農業とアートを融合させたフドウ畑を造りたいと思います。それをキャンプ場として活用したり、古民家でカフェ・ワインバーを運営したりしたいと考えています。
美しい大迫の魅力を伝えていきたいと思います。



たかぎ けん
高木 健

【前住所】神奈川県横浜市
【活動地域】大迫

先人が成し得たフドウ栽培を学び、美味しいフドウを作り、花巻と大迫の名を全国に広めて地域の活性化を担いたいと思います。
持ち前のバイタリティで果敢にチャレンジして、より良いフドウを作り、「フドウと言えば大迫だよ」と市外の人にも言われるまで努力していきます。



わたなべ まさよし
渡邊 昌敬

【前住所】宮城県多賀城市
【活動地域】大迫

東日本大震災での被災経験から、いつかは内陸への移住、そして新しいことへの挑戦を考えていました。
私が挑戦するのは大迫地域でのフドウ栽培。自然、歴史、産業、文化など地域資源豊かな花巻市で、多くの人と関わりながら、地域の一員として力になれるよう頑張ります。

里山・森林保全を学びながら、デザインで地域の情報発信に貢献したい



たんのりか
但野 理香

【前住所】東京都豊島区
【活動地域】花巻全域

ずっと興味があった里山・森林保全を学び、地域の役に立てるスキルを身に付けたいです。
また、27年間、デザイナーとして雑誌や書籍の制作に携わりました。その経験を生かし、花巻市の情報発信のため、自分にどんなものが作れるか、考えていきます。

レトロタウン大迫メジャー化計画

起業して「デザインで岩手を盛り上げる」活動を17年行っています。近年は、大迫の魅力に魅かれ、週3回大迫に通う生活を送っていました。
昭和らしい町並み、美しい早池峰山、世界遺産の神楽など、見どころがたくさんある大迫地域を、メジャーにします！



よしだ つとむ
吉田 勉

【前住所】紫波町
【活動地域】大迫



国民年金保険料にはさまざまな納付制度があります

令和6年度の国民年金保険料は月額16,980円です。保険料は、納付書により金融機関、コンビニエンスストアなどで納めることができます。口座振替など現金以外の納付もできます。

■現金納付のお得な納め方

4月に郵送される1年前納用の納付書で納付した場合、3,620円の割引になります。6カ月前納用の納付書で納付した場合、830円の割引になります。

☞納付期限は4月30日(火)です

このほか、2年前納や任意月分の前納ができます。詳しくは、花巻年金事務所へお問い合わせください。

■現金納付以外の納め方

口座振替やインターネットバンキング、クレジットカード、スマートフォンアプリを使用した電子決済での納付ができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



納付が難しいときに利用できる制度

経済的な事情で保険料を納めることが難しいときは、申請して承認されると保険料の納付が免除または猶予される制度を利用できます。
また、20歳以上の学生は、前年の所得が一定以下であれば、学生納付特例制度を利用できます。

合わせて知りたい 追納制度

免除、納付猶予、学生納付特例制度を利用した場合、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。そこで、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる「追納」制度を利用することで、免除制度などを利用せずに保険料を納めた場合と同じ年金額を受け取ることができます。

【問い合わせ】

- ▷花巻年金事務所(☎23-3351)
- ▷本館国保医療課(☎41-3585)
- ▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)



国民健康保険(国保)の異動手続きを忘れずに

健康保険の資格が変わったとき、14日以内に世帯主または同じ世帯の人が届け出なければなりません。忘れずに異動手続きをお願いします。

国保に加入するとき

- 。ほかの市区町村から転入してきた(国保以外の健康保険(被用者保険、後期高齢者医療制度など)に加入していない場合)
- 。職場の健康保険をやめた、または被扶養者でなくなった
- 。子どもが生まれた
- 。生活保護を受けなくなった

国保をやめるとき

- 。ほかの市区町村へ転出する
- 。職場の健康保険などに加入した、または被扶養者になった
- 。死亡した
- 。生活保護を受けるようになった

●手続きに必要な書類については、市ホームページをご覧ください



市ホームページ

国保への加入が遅れ、保険証がない間に医療機関を受診すると全額自己負担になる場合があります。国民健康保険税額は届け出た月ではなく、加入資格が発生した月からの計算になります。
職場の健康保険に加入すると、加入した日から国保の保険証を使用できなくなります(保険証の交付日ではありません)。職場の健康保険加入後に、国保の保険証で医療機関を受診してしまうと、国保が負担した医療費を返納していただく場合があります。
*詳しくは左記へお問い合わせください

【問い合わせ】

▽本館国保医療課
(☎41-3583)
▽各総合支所健康福祉係
大迫(☎41-3127)
石鳥谷(☎41-3447)
東和(☎41-6517)